

# 予防原則の哲学的考察

佐々木崇

## 1. はじめに

予防原則 (precautionary principle : PP) とは、主に 1980 年代ごろから環境保護や公衆衛生についての政策の中で広く重要な役割を果たすようになった原則である。地球環境問題が国際的な課題として注目されるのに応じて、この原則の影響力も大きくなってきている。いまや様々なタイプの予防原則を、世界中の法律や政治に関する文書や声明の中に見いだすことができる。他方で、この新たに登場した原則には、否定的もしくは批判的な意見も多く主張されている。つまり、この原則の正当性について、賛否両方の立場があるのが現状である。

そこで次のような疑問が生じる。このように広く適用されながらも賛否の分かれる予防原則は、哲学的に正当化できるのだろうか。正当化できるとすれば、それはこの原則のあるべき姿を、どのように示すのだろうか。もちろん、これらの問いには広範囲の話題が関連するはずである。しかし、さしあたって本論文が目指すのは、これらの問いに取り組む準備作業として、予防原則について哲学的に考えるための手がかりとなる基本的な論点を確認することである。

こうした予防原則をめぐる哲学的正当化の問題に取り組むために、基本的な論点を確認するにあたって、まず予防原則とは何か、それが何を意味するのかが、そもそも前提として明確でなければならないだろう。ところが次節で見ると、予防原則の実際の適用例は多様にあり<sup>(1)</sup>、それらには共通する要素がないと主張することも、ひとつの立場としては可能である。しかし、本論文では、多くの予防原則の実例が共有している中心的な構造・意味が存在するという前提に立って議論を進める。このような前提に立つのは、ここで取り上げる予防原則に対する典型的な批判がその前提に立っており、賛否に関わらずこの論争に関わる一定の論点をその前提から見出せると考えるからである。本論文ではまず、予防原則の背景およびいくつかの代表的な実例を概観し (2)、この原則をめぐる意見の対立を簡単に確認する (3)。次いで、中心的な構造を述べ (4)、この原則に対する典型的な批判を取り上げる (5)。そして最後に、批判の論点を整理して、この原則のあるべき姿について考察する (6)。

## 2. 背景および実例

予防原則とつながりをもつといわれる直観的な考えは、「疑わしいときは、やめた方がいい」(‘when in doubt, don’t’), 「後悔するより安全を」(‘better safe than sorry’) というものであり、それ自体は当然で単純なように見える。しかしこの考えを、政策を支えるひとつの原理にしようとしたとき、事態は自明でなくなり複雑な様相を呈する。先述のように、そもそも予防原則とは何であるのか、何を意味しうるのか、また何であるべきなのか、といったことについて、依然として意見は必ずしも一致を見ていない。ここではまず、簡単にそのルーツと代表的な例をいくつか確認したい。

予防原則のルーツとしてしばしば言及されるのは、1970年代の西ドイツの社会民主党(SPD)党首ブランドが主導した連立内閣による環境政策である。そこで示された西ドイツ環境政策5原則の筆頭に、予防原則(Vorsorgeprinzip)が挙げられた<sup>(2)</sup>。その要点は、環境保全政策を行う際に、目の前の危機の除去や事後的な被害への補償といった単なる対症療法的な政策だけではなく、長期的な環境や健康への被害を予防する観点を重視すべきだということである。言い換えれば、その場しのぎで行き当たりばつりの対処ではなく、未来の自然や将来世代も含めた環境と健康へのしわ寄せをなるべく減らす先制的な政策を取るべきだということである。

人間の様々な活動が自然環境や人間の健康にどのような影響を及ぼすのか、これに対する答えは不確実な要素を免れない。人体も含めた自然のメカニズムが複雑であるために、因果関係を科学によって特定することは必ずしも容易にはできないからである。もちろん、より詳しい調査研究の継続によってその影響を特定する努力が必要なのはいうまでもない。しかし、影響が科学的に明確になるまで、もしくは実際に被害が出るまで対処しないのではなく、何らかの予防的な政策を前もって行うべきだというのが予防原則の基本的な主張である。この予防的な政策には、例えば健康や環境への危険が危惧される経済活動の規制や、特定の化学物質の自然への放出や市場への流通の規制などの他にも、生態系の維持や自然資源の利用の抑制などによって人間の活動による自然環境への負荷をなるべく減らし、予期されない事態が生じたときにその被害を緩和する自然の余裕を維持するといったものが含まれる。

現実の文書や声明のなかに、様々な形で予防原則は述べられている<sup>(3)</sup>。その中でも最もよく引用されるのは、国連によるリオ宣言である。これは1992年のリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(UNCED)で採択され、日本も批准した「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則で述べられたものである。

環境を保護するため、予防的アプローチ<sup>(4)</sup>は、各国により、その能力に応じて広く適用しなければならない。深刻なまたは回復し難い損害のおそれが存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止する上で費用対効果の大きい措置を延期する理由として用いてはならない。

(UNCED, 1993; 奥脇 & 小寺, 2012, pp. 566-7)

他の代表的な例としては、ヨーロッパのものが挙げられる。原油流出や海洋投棄による北海の汚染が問題視された 1970 年前後から、オスロ会議やパリ会議などが継続して開かれ、その中で予防原則につながる考えが徐々に取り入れられた。例えば 1990 年 3 月にハーグで開かれた北海に関する第 3 回会議では、予防原則という言葉が明示された。そこで予防原則の内容を述べている部分は以下のようになる。

予防原則とは、永続的で有害で生態濃縮する傾向にあるような物質が潜在的に被害をもたらすのを避けるために、そうした物質の放出と諸結果の因果関係を証明する科学的証拠がないとしても、何らかの対策を行うことである。

(Quoted in Haigh, 1994, p.244)

そして最後に、アメリカの事例を挙げる。ヨーロッパやカナダなどとは異なり、アメリカの連邦政府は、予防原則を明示して法律や政策に反映させることには消極的だといわれる。しかし、それとは対照的に、環境保護の NGO による活動は盛んに行われている。次に挙げる例は、そうした NGO が中心に行ったウィングスプレッド会議の参加者たちによる 1998 年の声明である。

人間の健康や環境に対してある活動が危害をもたらすおそれのあるときは、因果関係が科学的に十分に確立されていなくても、予防的措置が取られるべきである。こうした状況では、市民ではなくその活動の支持者が挙証責任を負うべきである。

(Quoted in Harris & Holm, 2002, p. 358)

### 3. 意見の対立

予防原則は学者、評論家、政策当事者などの間で幅広く盛んに議論されてきた。次節以降での検討に入る前に、ここでは議論の様子を概観するために、賛否両方からの代表的な意見のいくつかを対比してみよう。まず、その典型的な支持者によれば、予防原則は次の

ように説明される。すなわち、それは「持続可能性 (sustainability)」と並んで現代の環境運動の要となるべき概念であり、政治的、イデオロギー的な現状維持の思想に対する様々な戦いを内容として含んでいる。実際、先に予防原則の実例として挙げた UNCED による 1992 年のリオ宣言では、第 4 原則で持続可能性が述べられ、その後の環境運動の目標を表現する代表的な理念になっていったことでも有名である (第 4 原則:「持続可能な開発を達成する上で、環境保護は、開発過程の不可分の一部をなすものであり、それから切り離して考えることができない」(奥脇 & 小寺 2012, p. 566))。しばしばその曖昧さが指摘される持続可能性の概念であるが、それが現代の環境保護運動の目標を端的に表現する概念として、広く受け入れられたことは周知の事実である。そして予防原則も、同じリオ宣言で述べられているように、持続可能性が表す目標を共有しつつ、より具体的な環境政策への指針を提供する原則として捉えられている。

さらに支持者によって挙げられる予防原則の画期的な点は、次のようになる。まず、予防原則は従来からの科学的方法と法的な原理に新たな角度から挑戦し、費用便益分析の安易な政策への適用を批判的に検証する。そして、環境政策に関わる科学技術の発展が軽視しがちな、倫理や開かれた市民との対話や開発側の経済資本による操作といった側面に注意を促す。そして、環境破壊の犠牲者に対する不平等な扱いの是正、世代を超えた人間同士の平等の実現、自然が本来もっている権利の尊重といった、将来の倫理が取り組むべき課題を指し示す。さらに、政治家に対して、次の選挙や短期的な景気動向よりももっと長期的なスパンで思考するように促す。そして何よりも、気候変動やオゾン層の破壊や生物の多様性の喪失などの現代の世界が抱えるグローバルな環境問題に対して、国家の枠組みと学問の垣根を超えて対応するために、活用されることが期待される手段である (Jordan and O'Riordan, 1999)。このように、硬直化した旧来の制度や政策の限界を打開し、より広い視野から未来の展望を開く指針を与えるものとして予防原則はとらえられている。

これに対して、その典型的な批判者によれば、予防原則は次のように説明される。すなわち、それが人々の間で受け入れられていくことで、科学の進歩と技術の発展が脅威にさらされることになる。誤りを通じて学び、それを克服することで科学技術は進歩発展するにもかかわらず、それは誤り自体を禁じてしまう。そして、それは一方で科学に対して、極度に保守的な態度や理不尽な慎重さを要求するとともに、他方で社会に対して、科学技術の進歩発展によって得られる広範囲に及ぶ可能な利益を拒否するように要求する。もし科学技術がさらに進歩すれば、有害物質を除去したり無害化したりする手段が得られるかもしれないのに、予防原則はその進歩を許さないもので、結果的には環境や人類に大きな損害を与えることにもなりかねない。

また、首尾一貫しない原則に従わせることによって、世界についての信念体系としての科学の中に、長期的には膨大な量の誤った信念を必然的に紛れ込ませてしまう<sup>(5)</sup>。さらに、冷静な理性的分析によってではなく、環境団体や消費者団体などの利害集団の意向によって政策決定が左右されるのを助長する。また、人類すべての利害を代表するのは現実的に困難であり、まして将来世代や自然環境の利害は原理的に把握不可能であるので、それは民主主義に反する (Harris and Holm, 2002 p. 357, p. 362; Morris 2000)。

このように、予防原則については賛否両方の立場から様々な論点が提出されていることが、その一部分を取り出しただけでも明らかとなる。環境問題への関心の高まりを背景として新たに登場した考え方であるだけに、それに対する過剰な期待や反発が現れるのも自然な現象であるかもしれない。また、軸足をどこに置くかの違いはあれ、不毛な対立を避けて予防原則を捉えなおそうという議論も存在する<sup>(6)</sup>。さらには、予防原則の曖昧性や多義性を積極的な方向で捉えようとする議論もある (Jordan and O’Riordan, 1999, p. 18)。しかしいずれにせよ、冒頭で述べたように、現実の予防原則の実例が多義的であるとはいえ、予防原則を正当化できるのかを論じるためには、まず予防原則とは何か、それが何を意味するのかを捉えるための手掛かりが必要である。

#### 4. 中心的な構造

それでは、先にもあげたような様々な形で述べられている予防原則のそれぞれの事例が、共通してもっている構造もしくは意味というものがあるのだろうか。予防原則の中心的な構造もしくは意味について考える際、マンソンの考察を手がかりとすることができる。まず、彼によれば、予防原則の一般的目的は、「提案された活動がもたらす有害な結果について、われわれの科学的知識が著しく不十分である場合、それに対処する指針を提供すること」(Manson, 2002, p.264) である。

そして、彼は予防原則の多くの事例が共有する三つの要素を取り出し、それらの要素にほぼ対応する三つの部分からなる中心的な構造をまとめる。まず、三つの要素とは、活動 (activity)、結果 (effect)、改善 (remedy) である。すなわち、この三つをまとめると「環境にある結果をもたらすかもしれないある活動に対して、予防原則はある改善を示すものと考えられている」(ibid.)。

次いで、三つの部分からなる構造とは、(1) 被害条件 (damage condition)、(2) 知識条件 (knowledge condition)、(3) 改善 (remedy)、からなる。被害条件は、それに対して予防的な方策をとることになる、ある活動の結果を特定する。知識条件は、ある活動とその結果の因果関係についての、われわれの知識の状態を特定する。例えば、ある地域の森

林伐採計画があるとすれば、その計画がもたらす生態系への影響を被害条件は特定し、その計画と生態系への影響との因果関係について我々がどのような知識をもっているかを知識条件は特定する。そして改善は、有害な活動に対してとるべき対応・対策を特定する。これらを合わせて、予防原則の中心的な構造は次のようにまとめられる。

PP：もしある活動の結果が被害条件を満たし、かつ、その活動と結果の連関が知識条件を満たすならば、意思決定者はある改善を実行しなければならない。

(Manson, 2002, p. 265 より一部修正)

加えて、この構造の中の被害条件や知識条件などは、実践的には挙証責任 (burden of proof : BP) の問題と関わりをもつ。挙証責任については、予防原則と関連してひとつの重要な論点となっている。特に知識条件に限って述べれば次のようになる。すなわち、仮に、ある企業の活動が環境破壊を結果として引き起こす懸念があるために、行政による規制を行うべきかが問題になっているとしよう。訴訟などで通常とられる原則では、規制する側が活動と結果の因果関係を証明する挙証責任を果たすことが求められる。

しかし、予防原則によって、挙証責任が規制する側からその活動を行おうとする側に移されると主張されることがある。つまり、先の例でいえば、その活動が環境破壊を引き起こさないことを、企業側が示さなければならないというのである。ここでは、予防原則と関連した挙証責任の移行の要求について、後に取り上げるハリスとホームによる定式化を示しておく。

BP: 予防原則が適用される場合には、その活動の安全性を証明する責任は、その活動の支持者・推進者にある。

(Harris and Holm, 2002, p.358 より一部修正)

本論文では、このような中心的な構造を基本にして、予防原則に対する典型的な批判とそれに対する問題点を考察していくことにする。

## 5. 典型的な批判

先に述べたように、予防原則に対しては、数多くの現実の政策の中に反映され、それを擁護する立場からの議論や研究も積み重ねられている一方で、様々な角度からの批判がある。本論文ではそうした批判の中から、予防原則を哲学的に考察する上で重要であると考

えられる二つの問題を取り上げたい。ひとつは麻痺 (paralysis) の問題である。もうひとつは挙証責任の移行の問題である。

## 5.1 麻痺

まず取り上げる批判は、予防原則が一貫しないもしくは自己論駁的であるというものである。もしこの批判が正しければ、意思決定者がいかなる決定も行えない状態、すなわち麻痺 (paralysis) の状態を予防原則は招くため、それはわれわれの活動や決定に対して指針を立てるといふ目的にとって役に立たないことになる。この批判の論点は、破局原理 (catastrophe principle : CP) によって明確になる。それは先に挙げたマンソンの枠組みにしたがって、予防原則のひとつの極限的な形として次のように定式化できる。

CP : ある活動とその結果について、もし結果が破局的となる可能性と、活動が結果を引き起こす可能性とを認めることができるならば、活動が結果を引き起こす確率がどの程度であるかに関係なく、改善を行うことが正当化できる。

(Manson, 2002, p. 270 より一部修正)

これは要するに先の PP の被害条件を破局的な事態とし、知識条件を因果関係の単なる可能性としたものである。しかし、この批判によれば、この CP から深刻な問題が引き出される。つまり、CP に従えば、結果が破局的になる可能性と、活動が結果を引き起こす単なる可能性だけで、改善が正当化されることになる。しかし、様々な事象間の因果関係についてのわれわれの科学的知識には、少なくとも現状では限界がある。したがって、特に長期間にわたる時間の幅で考えれば、因果関係が科学的には不確実にしか捉えられない出来事は存在する。また、単に現状の科学的知識の限界によってだけでなく、出来事の本質からして不確実性が避けられない出来事も存在するかもしれない。いずれにせよ、そうした科学的知識の限界や不確実性を考慮に入れば、すべての活動が環境や健康にいずれ何らかの形で破局的な結果を引き起こす可能性は、単なる可能性としてならば排除できない。

ところが、こうしたすべての活動の中には、当の CP によって正当化される改善という活動も含まれる。なぜなら、改善それ自体も、今述べた意味で単なる可能性の次元でいえば、破局的な結果を引き起こすかもしれないからである。それゆえ、CP (もしくはそのもとになっている PP)<sup>7)</sup> は、それ自身の根拠に基づいて、すべての活動を禁止することになり、意思決定者はいかなる決定も行えない状態、すなわち麻痺の状態に追い込まれてしまうだろう。こうして、CP (もしくは PP) は一貫しないもしくは自己論駁的であり、われ

われの活動に対する指針とはなりえないというのがこの批判の論点である。

ところでマンソンによれば、この CP は、パスカルの賭けの議論と類似した構造と難点をもつ。つまり、極限的な結果の単なる可能性から、特定の行為の実践的な要求を引き出す点で、どちらも類似した議論である (Manson, 2002, p. 272)。パスカルの賭けの議論の要点とその難点は次のように要約できる。

まず前提として、神が存在する可能性がゼロではないとされる。活動は、神が存在すると信じること、及び、その信念に従って行為することである。そして、結果は無限の報いである。要求されるのは、神を信じることである。先の CP の図式に即していえば、次のようになる。もし結果として無限の報いがもたらされる可能性と、神への信仰とそれに従う行為とが無限の報いの原因となる可能性と認めることができるならば、神が存在する可能性がいかにか低くても、それに関係なく神の存在を信じるのが正当化される<sup>(8)</sup>。

マンソンによれば、次のような反論によって、この議論が首尾一貫しない実践的な要求を引き出すことが示される。先の神 (神 A) とは別の神 (神 B) を考える (ここでは唯一神を考える)。もし神 B が存在する可能性がゼロではなく、かつ、その神が嫉妬深いなら、パスカルの議論によって、神 A は信じるに値しなくなる。すなわち、もし神 B が存在して神 A が存在せず、かつ、もし神 B の代わりに神 A を信じて行動すると無限の代償を払わねばならないならば、神 A を信じないことが正当化される。このように、先の議論と同様に、神 B が存在する可能性がゼロでない前提すると、神 B を信じるのが同様に正当化される。ここでは神 A と神 B の両方を信じることはできないので、この議論は矛盾した要求を引き出すといえる。

この問題の要点は次のようになる。すなわち、パスカルの賭けの議論は、結果と因果関係についての単なる可能性に基づいて神の信仰を正当化した。同じタイプの議論をその結論に適用すると、単なる可能性としては、神への信仰が無限の代償の原因になることも考えられ、矛盾した結論が引き出されてしまうということである。同様に、CP の場合は、破局的な結果と因果関係についての単なる可能性から、改善が正当化される。しかし、その改善自体が別の破局的な結果を引き起こすことも、単なる可能性としてなら考えることができるので、同じ議論によって、その改善自体が否定されてしまうのである。CP がこうした矛盾した結論を引き出すことに着目するのがこの問題の要点である。

## 5.2 拳証責任の移行

次に取り上げる批判は、予防原則が論理的に不可能な要求を含んでいるというものである。それが批判するのは特に、BP にまつわる問題、すなわち、規制する側から活動を行お



うとする側への挙証責任の移行という問題である。挙証責任によって証明することが求められている内容は、先の枠組みでいえば、被害条件と知識条件と改善の影響などが考えられる。そしてそれぞれが検討すべき問題を含んでいると考えられるが、ここでは後に考察する論点を取り出すために、知識条件についての挙証責任に限って考察する<sup>(9)</sup>。

第4節でみたように、知識条件は、ある活動とその結果の因果関係についてのわれわれの知識の状態を特定する。そしてそれは改善を正当化する必要条件である。つまり、ある改善を正当化するためには、その活動と結果の間に因果関係が存在すること、すなわち、その活動が有害であることをわれわれは示さなければならない。反対に、ある改善が正当化できないことを主張するためには、因果関係が存在しないこと、すなわち、その活動が安全であることを示さなければならない。すると、ある活動について改善を実施すべきかが議論になる際に、その改善の推進者と反対者のどちらの側に因果関係を証明する責任があるのかが問題となる。

そして、BPは挙証責任を活動の推進者側に課すことを要求する。すなわち、推進者側が因果関係は存在しないことを証明するべきだというのがその要求である。しかしこの批判によれば、このBPの要求は深刻な問題に直面する。つまり、この要求をより正確に述べれば、一般的な文の真理の確証の問題となる。ハリスとホームの定式化に従えば、その一般的な文とは次のようになる。すなわち、「活動Aは、それが実現される将来のすべての事例において、深刻な結果を一切引き起こさない」という文である (Harris and Holm, 2002, p. 361 より一部修正)。ところが、この一般的な文は、その文が含意するすべての個別的事例が確証されるまで完全には真であるとはいえない。しかも、この文は現時点では確証することのできない未来の事例も含んでいる。したがって、挙証責任の移行というBPの要求は、論理的に不可能な要求である。

加えて、この挙証責任の問題は、次のような形で麻痺の問題と深刻な形で関連する。麻痺の問題が指摘したのは次の点であった。すなわち、CPのように破局的な結果と因果関係との単なる可能性だけで改善を正当化すると、麻痺が帰結するということであった。そこで、この麻痺という帰結を回避するために、CPに対して次のような条件をつけ加えることが一つの選択肢として考えられる。すなわち、「もしその改善が破局的な結果を引き起こす可能性がなければ」という条件である。

CP2 : ある活動とその結果について、もし結果が破局的となる可能性と、活動が結果を引き起こす可能性とを認めることができるならば、そして、もしその改善が破局的な結果を引き起こす可能性がなければ、活動が結果を引き起こす確率がどの程度であ

るかに関係なく、改善を行うことが正当化できる。

しかし、麻痺の問題を回避するためのこの選択肢は、挙証責任の問題と同様の状況を招いてしまう。なぜなら、未来にわたってその改善が破局的な結果を引き起こす可能性が決していないことを示すのは不可能だからである。したがって、挙証責任の問題は、麻痺の問題に対する一つの代案がそのままでは見込みがないことを示している。

## 6. 考察

これら二つの問題は予防原則に対する決定的な批判となるのだろうか。それとも、これらの問題に応ずる形で予防原則を擁護することができるのだろうか。以下でこの二つの問いを考慮しつつ、批判の論点を整理し、それに対する応答を考察する。

麻痺の問題は、破局的な結果と因果関係についての単なる可能性から、改善が正当化されることで生じる。そして同じ議論によって、改善と破局的な結果の因果関係の可能性を理由にして、決定が不可能になる。挙証責任の問題は、因果関係の否定をすべての可能性を尽くして完全に証明することを要求することで生じる。また、この問題は、麻痺の問題に対するひとつの代案の難点も示していた。すなわち、改善と破局的結果の因果関係の否定をすべての可能性を尽くして完全に証明することは不可能である。

つまり、この二つの問題が生じる大きな要因は、CPのような極限的な形で明らかになったように、被害条件と知識条件について、単なる可能性に基づいた特定を行うこと、そしてその単なる可能性に基づいて改善や不可能な証明を要求することである。そして最終的には、この要求は予防原則それ自体に跳ね返って自己論駁的な状況をもたらしたり、活動の推進者側に実行不可能な挙証責任を課すことにつながったりしたのである。

それゆえ、単なる可能性に基づいた被害条件と知識条件に依拠したり、それに基づいて改善や不可能な証明を要求したりするような予防原則を、ヒューズに従って「強い予防原則」と仮に呼ぶなら、強い予防原則にはこれらの批判が当てはまることを受け入れなければならないだろう (Hughes, 2006)。強い予防原則は、単なる可能性だけに依拠すればよいので、証拠や確率といったその他の要因を全く無視しても、ある改善を要求することができる。しかし、麻痺や挙証責任の問題で見た論点がそれには当てはまってしまうので、政策を支える原則としては疑問の余地があるだろう。事例として挙げたものの中でも、もしこのような強い予防原則を意味すると解釈できるものがあれば、麻痺などの批判に応えることが必要となるであろう。

しかし、それを認めてもなお次のように問うことはできる。すなわち、その批判が当て

はまらないタイプの予防原則はありえないのだろうか。難点の要因になった強い要求を緩和して、自己論駁に至ったり不可能な要求を課したりすることはない予防原則は考えられないのだろうか。しかし、強い予防原則に対してこれを「弱い予防原則」と呼ぶなら、反対にそれでは予防原則が実現しようとしている目的が実現できないのではないかという疑念が生じると考えられる。したがって、批判に応じながら、かつ、予防原則の目的を実現できるような弱い予防原則がありうるのかが問題となる。

単なる可能性に基づいた被害条件と知識条件に依拠したり、それに基づいて改善や不可能な証明を要求したりすることが、強い予防原則の難点の源泉であった。したがって、それぞれの点について、単なる可能性ではない、十分に合理的な根拠に基づいて主張を行えば、批判は当てはまらない。具体的には、次のような点について、単なる可能性だけではない合理的な根拠を示し、最終的に改善を正当化する必要がある。

- (1) ある活動の結果は環境・健康にどのような影響を及ぼすのか（被害条件）。
- (2) 活動と結果の因果関係があるといえる根拠は何か（知識条件）。
- (3) 改善自体は環境・健康にどのような影響を及ぼすのか（改善）。

もちろん、すでに述べたように、予防原則が主張されるようになった背景には、次のような問題意識がある。まず、こうした各点について、現状では科学的な根拠が必ずしも明確ではなく不確実な状況がしばしばあること。そして、それにもかかわらず、手をこまねいていることはできず、取り返しのつかないことになる前に、何らかの行為や決定が必要だと考えられていること。手遅れになる前に今の段階で何ができるかを示す指針が求められていること。予防原則について考える際には、こうしたことを考慮に入れる必要がある。

つまり、環境や健康などの問題について、不確実な状況での社会的な意思決定を行うための指針を提供するのが予防原則の目標である。したがって、強い予防原則のように、単なる可能性に基づいて改善を主張するのは困難であるとしても、単に科学的な正当化で根拠を置き換えれば問題が解決するのではない。むしろ、現段階での科学の限界を自覚しつつ、それを補う形で社会的決定を支えようとするところに予防原則の意義がある。すると、先に挙げたそれぞれの点について、そうした意味での合理的な根拠はどのようなものになるかが予防原則にとっては重要な問題になる。

この問題を考える上でひとつの重要な要素となるのは改善を正当化するための証拠であろう。確かに予防原則の実例の中には、その他の正当化もなく単なる可能性のみに基づき、証拠を一切無視する形で、強い予防原則が主張される場合もあるかもしれない。その場合には先の批判が当てはまるだろう。極端に言えば、敵対的な宇宙人が存在するという証拠がなくても、単なる可能性だけに基づいて宇宙人の攻撃に対抗する地球防衛軍の創設が正

当化されるかもしれない。そしてそれに反対する側に挙証責任が課されるかもしれないが、そのときは敵対的な宇宙人が現在もしくは未来に存在しないことを証拠によって完全に証明するのは不可能なので、この理にかなわないように見える企画を拒否することはできなくなってしまうように思われる。

しかし、このような難点を避けるために、合理的な根拠に関して、弱い予防原則は証拠を考慮に入れることができる。また、現実の問題の多くの事例で論争になるのも、例えば、ある活動とその結果の因果関係を証明する何らかの具体的な証拠をめぐってであろう。そして、証拠が考慮に入れられれば、活動と結果の因果関係を肯定する証拠、すなわち、その活動が有害であるという証拠が重要になる。そして問題になるのは、改善を正当化するためにはどの程度の証拠が必要か、ということである。すると、強い予防原則のように、因果関係について全く証拠がないときや、極めて低い程度の証拠しかないときには、改善を正当化することは困難となる。弱い予防原則は次のようにまとめられる。

PP2 (弱い予防原則) : 単なる可能性だけに基づくのではなく、証拠も含めた合理的な根拠に基づいて、もしある活動の結果が被害条件を満たし、かつ、その活動と結果の連関が知識条件を満たすならば、意思決定者はある改善を実行しなければならない。

この主張は明らかに強い予防原則よりも穏健な主張である。そして、強い予防原則に当てはまった深刻な問題が、弱い予防原則にも同様に当てはまることはない。なぜなら弱い予防原則の場合、単なる可能性ではなく、活動と改善の両方が引き起こすかもしれない潜在的な危険を示す証拠の程度に基づいて、改善の要求がなされるからである。

したがって、弱い予防原則は、その議論自体によってすべての活動を禁止し、意思決定者を麻痺させることはないだろう。それゆえ、弱い予防原則は自己論駁的ではなく、われわれの活動や決定に対して何らかの指針を与える能力をもつ。また、挙証責任の問題の論点についても、因果関係を否定する、すなわち、活動が安全であるという論理的に完全な証明を求めるのは論理的に不可能であっても、それを示す証拠の程度が問題になるため、弱い予防原則の主張は、少なくとも不可能な要求ではなくなる。

しかし、このように主張を弱めることによって、予防原則の主要な目的や意図を維持することができるのだろうか。確かに、もし一切の証拠も他の根拠もなしに、あらゆる同意できない活動を禁止することができる手段として予防原則が期待されるならば、こうした条件の緩和はその期待を裏切ることになるだろう。なぜなら、そうした手段となりうる条件から生じる自己論駁的な問題を避けるために弱い予防原則は提示されたからである。そ

して、予防原則に対する批判者が指摘するように、予防原則の現実の適用の中には、強い予防原則と解釈されうるものもあるだろう。

しかし、疑わしい活動すべてを自由に禁じるという目的や意図で予防原則を用いることは、環境や健康を守るという観点からも、少なくとも将来的に有望な姿勢とは言えないはずである。むしろ、予防原則の重要な意義は、多くの社会的な文脈の中で、科学によって要求される証拠に関する標準について、疑問を提示するところにこそある。多くの社会的な問題の中で、証拠に関する科学の標準はあまりに高すぎるため、後になって必要であったことが判明した予防的な改善を支える根拠とならない場合があった。この事実への問題意識、もっとよい対応はできなかつたのかという疑問が、予防原則の主張の背景にある。

例えば、日本の戦後公害問題の原点である水俣病の場合、チッソの工場排水に含まれるメチル水銀と発症の間の因果関係は、患者が公式に発見されてから 3 年後の少なくとも 1959 年には熊本大学医学部の研究班によってその可能性が指摘されていたにもかかわらず、1968 年まで政府によって公式には認められなかった。さらに因果関係および会社の過失についての法廷での举证責任は、巨大化学業である被告側でなく、被害者である原告側に基本的には課された。もちろん、この場合は被告側と原告側の間に資金、情報、組織力などの点で圧倒的な差があるため、被害者側による因果関係の証明は極めて困難であった。結局、日本政府が水俣病を公害病と認め、水俣工場でのアセトアルデヒド製造が停止される 1968 年まで、根本的な対策はとられずに、その間にも被害は拡大し続けた。これが多くの研究者の見解である<sup>(10)</sup>。

この悲劇を引き起こした要因のひとつは、法廷で要求された証拠に関する高い標準であるといわれる。科学的な文脈では、世界についての体系的な信念を構成するという目的のために、そうした証拠の標準は理にかなっている (Harris and Holm, 2002, p. 362)。しかし、いま見たように、深刻かつ取り返しのつかない危険を環境や健康に与えうるような事例に対して、同じ証拠の標準を要求するのは無責任な態度になりかねない。したがって、科学的な文脈と社会的な文脈とは異なる標準が適用されるべきであり、これは弱い予防原則によっても主張することができる。

もちろん、弱い予防原則からいえば、そうした標準の中には、証拠もない単なる危険の可能性は含まれないだろう。もしそれが含まれるなら、再び自己論駁などの問題が当てはまってしまうからである。ある改善が適切であるかどうかについての議論は、ある程度の証拠もしくは他の合理的な根拠に基づいて、その範囲内で行われるべきである。弱い予防原則をこのように解釈することによって、予防原則の主要な目的や意図を維持することができる。

## 7. おわりに

本論文では、まず予防原則が主張されるようになった背景とルーツ、そして代表的な実例を確認した上で、賛成反対両方の意見の対立を概観した。そして、予防原則の多くの実例が共有する中心的な構造を、議論のために提示した。次に、予防原則が哲学的に正当化できるのか、できるとすれば、この原則はどうあるべきなのか、という問いに取り組む準備作業として、予防原則の致命的な難点を挙げる二つの批判を取り上げた。そして、少なくとも二つの批判の論点に関しては、それに応じながら、かつ、予防原則の目的・意図を実現できるような、証拠を含めた合理的な根拠に基づく弱い予防原則がありうることを示した。

予防原則のもっている代表的な難点がどこから生じているのか、予防原則の主要な目的・意図がそうした難点の克服とどう関わるのか、そして、擁護可能な予防原則の条件の概略はどのようなものか、この考察を通じてこうした論点を確認することができた。つまり、不確実な状況での社会的な意思決定のための指針として、どのような合理的な根拠を提示できるかが、予防原則にとっては重要な問題である。その中でも特に今回取り上げた証拠に関しては、改善を正当化するためにはどの程度の証拠が必要なかが問題となる。そうした擁護可能な予防原則についての諸問題のより詳しい検討が、今後考えるべき残された課題である。

### 註

- (1) こうした予防原則の概念の多義性・曖昧性については、以下を参照。神崎宣次「予防原則の三つの不明瞭さ」、社会倫理研究所, 2005 年度第 4 回懇話会, (<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/database/discourse/2005kanzaki.html>)
- (2) 予防原則の起源としての当時の西ドイツの環境政策及びその要点については、次を参照した。(北畠, 1997)
- (3) 予防原則の発生および適用の事例の詳細については、次を参照した。(大竹 & 東, 2005)
- (4) 「予防的アプローチ (予防的方策)」は “precautionary approach” に対する日本の環境省および外務省による訳語であり、「予防原則」に比べて多少のニュアンスの違いはあるものの、ここでは取り上げない。類語とその邦訳については、次を参照。(大竹 & 東, 2005, p.18)
- (5) この首尾一貫性の論点は、以下の 5 節以下で検討する。
- (6) この立場については、例えば次を参照。(Renn, 2009)
- (7) この CP の論点が PP 一般にも当てはまるとする場合、PP の主張は CP の条件で主張されることで意味をもつということが前提されている。しかし、後に述べるように、CP の条件を弱めても PP を有意味な形で主張できるとすれば、この論点は PP 一般には適用されない。
- (8) このパスカルの賭けの議論の次のような諸特徴は、麻痺の議論とも関連があるかもしれない。合理的な自己利益を理由にして、神への信仰が要求される点。結果における無限の報いが、因果関係の確率を決定不能にしている点。活動の正当化・合理性が、信念の正当化・合理性と分離している点。また、神の存在を支持する「証拠」が問題にならなくなっている点。この議論を求める背景には、行為の必要性、人間が手遅れになる前に今決定しなければならない、どうすればいいのかわからないという要求があるという点、

などである。

(9) この举证責任の移行の問題には、ここで取り上げる論点以外に、因果関係が存在することの証明と、存在しないことの証明との非対称性という論点が重要である。後者の方が前者の証明よりも一般的には困難である。举证責任をどちら側に置くべきかを考察するためには、この論点が重要であると考えられるが、本論文では以下の考察に関わる論点のみに検討を限定する。

(10) 予防原則の観点から見た水俣病の問題については、次を参照した。(北畠, 1997)

#### 文献

- Haigh, N. (1994). 'The Introduction of Precautionary Principle into the UK', in O'Riordan, T. and Cameron, J. (Eds.) *Interpreting the Precautionary Principle*, London: Cameron.
- Harris, J and Holm, S. (2002). 'Extending Human Lifespan and the Precautionary Paradox', *Journal of Medicine and Philosophy*, Vol. 27, No. 3.
- Hughes, J. (2006). 'How Not to Criticize the Precautionary Principle', *Journal of Medicine and Philosophy*, 31.
- Jordan, A. and O'Riordan, T. (1999). 'The Precautionary Principle in Contemporary Environmental Policy and Politics' in Raffensperger C. and Tickner J. A. (Eds.) *Protecting Public Health and the Environment*, Island Press, Washington, DC.
- Manson, N. (2002). 'Formulating the Precautionary Principle' *Environmental Ethics*, Fall Vol. 24.
- Morris, J. (2000). 'Defining the Precautionary Principle' in Julian Morris (Ed.) *Rethinking Risk and the Precautionary Principle*, Butterworth-Heinemann, Oxford.
- Renn, O. (2009). 'Precaution and the Governance of Risk', in Adger W. N. and Jordan A. (Eds.) *Governing Sustainability*, Cambridge University Press, Cambridge.
- UNCED (1993). <http://www.un.org/documents/ga/conf151/aconf15126-1annex1.htm>
- 大竹千代子 & 東賢一 (2005). 『予防原則』, 合同出版.
- 奥脇直也 & 小寺彰 (2012). 『国際条約集 2012年版』, 有斐閣.
- 北畠能房 (1997). 「水俣病事件(1956-1959)から学ぶ先制的予防原理の意義」, 有福孝岳(編)『環境としての自然・社会・文化』, 京都大学学術出版会.

[京都大学大学院 OD・哲学]